

特定の携帯情報端末におけるＩＣカード取扱規則に関する特約（バス）

制 定 ２０２０年１０月６日

改 定 ２０２１年３月１３日

第１編 総則

（目的）

第１条 この特約は、東武バス日光株式会社（以下「当社」という。）が、「東武バス日光株式会社ＩＣカード取扱規則」に定めるサービス内容とその利用条件のうち、特定携帯情報端末を利用し株式会社パスモが提供する Apple Pay のPASMO を使用した乗車券等（以下、「モバイルＩＣ特定端末」という。）による旅客の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第２条 PASMOのうちモバイルＩＣ特定端末におけるPASMOのサービスは、東武バス日光株式会社ＩＣカード取扱規則（以下、「ＩＣ規則」という。）に対する特約とし、ＩＣ規則と異なる取扱いについてはこの特約が適用する。

２ モバイルＩＣ特定端末の使用について、この特約に定めのない事項については、ＩＣ規則、株式会社パスモの定めるPASMO取扱規則、同PASMO取扱規則に関する特約、同モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約（以下、「会員規約」という。）、同PASMO電子マネー取扱規則、同オートチャージサービス取扱規則の定めるところによる。ただし、モバイルＩＣ特定端末の特性上、適用可能な規定に限るものとする。

３ 旅客がモバイルＩＣ特定端末を当社で使用する場合は、ＩＣ規則に定めるＩＣカードとして取扱う。

４ モバイルＩＣ特定端末については、ＩＣ規則第４条から第６条、第９条、第１０条、第１３条から第１５条、第１６条第２項、第１７条から第２６条、第３０条から第３９条の規定は適用しない。

（特約の変更）

第３条 当社は、この特約を相当な範囲で変更することがある。この場合は、当社は変更の時期および変更の内容を予め当社ウェブサイト等に掲載する。

２ この特約が改定された場合、以後のモバイルＩＣ特定端末にかかわる取扱いについては、改定されたこの特約の定めるところによる。

（用語の定義）

第４条 この特約における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）「記名モバイルＩＣ特定端末」とは、会員登録されたモバイルＩＣ特定端末をいう。

- (2)「無記名モバイル I C 特定端末」とは、会員登録を行っていないモバイル I C 特定端末をいう。
 - (3)「特定モバイル I C S F」とは、S Fにより旅客の運送等に供するモバイル I C 特定端末をいう。
 - (4)「特定モバイル I C 定期乗車券」とは、別に定める I Cバス事業者の定期乗車券の機能を付加したモバイル I C 特定端末をいう。
- 2 この特約に定めのない用語の定義については、I C規則、その他の関連する規則、会員規約等の定めによるものとする。

(契約の成立)

第5条 モバイル I C 特定端末による旅客運送の契約は、バス R/Wで乗車処理を受けたときに旅客と当社の間において成立する。

- 2 前項の規定により契約の成立したとき以降における取扱いは、別段の定めのない限り、その契約の成立したときの定めによるものとする。

(使用方法)

第6条 モバイル I C 特定端末を使用して、乗車するときに乗車処理が必要な場合はバス R/Wで乗車処理を行い、降車するときに降車処理が必要な場合はバス R/Wで降車処理を行い、また、乗車処理および降車処理が必要な場合は乗車時にバス R/Wで乗車処理を行い、降車時に同一のモバイル I C 特定端末によりバス R/Wで降車処理を行わなければならない。

- 2 1回の乗車につき、複数の媒体を同時に使用することはできない。
- 3 運賃支払い時に、S F残額が減額する運賃相当額に満たないときは、現金または当社が別に定める方法で運賃を支払う。
- 4 モバイル I C 特定端末の S F を使用して回数乗車券、定期乗車券および当社が別に定める乗車券等との引換えはできない。
- 5 10円未満の S F は、I C 運賃を適用する場合を除き旅客運賃等に充当することはできない。
- 6 モバイル I C 特定端末の破損、バス R/Wの故障又はバス R/Wによるモバイル I C 特定端末の内容の読取りが不能となったとき、モバイル I C 特定端末はバス R/Wで使用できないことがある。
- 7 記名モバイル I C 特定端末は、当該記名モバイル I C 特定端末に記録された記名人以外が使用することはできない。
- 8 偽造、変造または不正に作成されたモバイル I C 特定端末を使用することはできない。
- 9 Apple Pay の PASMO をモバイル I C 特定端末として使用する場合は、使用の都度において旅客は特定携帯情報端末に設定した指紋等による認証操作を必要とする。ただし、使用都度の指紋等による認証操作を省略する設定を行っている場合は、これを省略することができる。
- 10 特定携帯情報端末の故障、および電池切れ等により、モバイル I C 特定端末が使用できなくなった場合は、当該乗車区間に対する旅客運賃を現金等により収受する。

(個人情報の取扱い)

第7条 モバイルIC特定端末にかかわる個人情報の取扱いは、会員規約等の定めるところによる。

- 2 旅客がモバイルIC特定端末を当社以外のIC取扱事業者で利用する場合、当該事業者からの照会に応じ、前項の範囲内で知らせることがある。

(制限または停止等)

第8条 IC規則第9条第1項に定めるほか、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより、当社が必要と認めるときは、モバイルIC特定端末の使用を一時停止、制限、中断または終了することがある。

- 2 前項による制限等を行ったことにより生じた損害等について、当社はその責めを負わない。

第2編 特定モバイルICSF

第1章 発売

(特定モバイルICSFの発行)

第9条 特定モバイルICSFはPASMO取扱規則に関する特約等の定めるところにより発行する。

(発行替え)

第10条 PASMOカードから特定携帯情報端末への発行替えは、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより行う。このとき、発行替え後のPASMOカードの取扱いは、PASMO取扱規則に関する特約の定めによる。

- 2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当するPASMOカードの場合は取扱うことができない。

- (1) 持参人IC定期乗車券が付加された無記名PASMO
- (2) 定期乗車券の機能を、別に定めるIC事業者以外で付加したIC定期乗車券
- (3) 旅客が18才となる年度の3月31日以前を使用開始日とするIC通学定期乗車券または東日本旅客鉄道線連絡となる大学生・専門学生未満のIC通学定期乗車券
- (4) 小児用PASMOおよび一体型PASMO
- (5) 企画乗車券およびモバイルIC特定端末で発売できない乗車券が付加されているPASMO
- (6) 有効なバスIC一日乗車券の機能が付加されたPASMO
- (7) 出場処理が完了していないPASMO

- 3 特定モバイルICSFからPASMOカードへの発行替えはできない。

(チャージ)

第11条 特定モバイルICSFは、IC規則の定めによるチャージのほか、PASMO取扱規則に関する

特約の定めにより、チャージすることができる。

(S F 残額等の確認)

第12条 特定モバイル I C S F の S F 残額および S F 残額履歴は、P A S M O 取扱規則または P A S M O 取扱規則に関する特約の定めにより、モバイル I C 特定端末を処理する機器、または P A S M O アプリケーションの機能により確認することができる。

2 前項にかかわらず、次の各号に定める場合の表示または印字による確認はできないものとする。

(1) 出場処理がされていない S F 残額履歴

(2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときの S F 残額履歴

(3) 第17条の規定により特定モバイル I C S F を再発行等したときの再発行等以前の S F 残額履歴

第2章 運賃

(I C 運賃の減額)

第13条 旅客が特定モバイル I C S F を用いて乗車する場合、運賃支払い時に当該乗車区間の大人普通旅客運賃1名分を減額する。

2 上記運賃支払い以外の場合は乗務員に申告し、乗務員が金額を設定した後に内容に応じた運賃を減額することができる。

3 無記名モバイル I C 特定端末から大人普通旅客運賃以外の運賃支払いの申告がなく使用する場合は、小児にあっても大人普通旅客運賃1名分を減額する。

4 第6条第3項による場合は現金運賃を適用し、特定モバイル I C S F で減額した金額との差額を現金または当社が別に定める方法により支払う。

第3章 効力

(効力)

第14条 特定モバイル I C S F により乗車する場合の効力は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 当該乗車において、1回の乗車に限り有効なものとする。

(2) 乗車後は、当日限り有効とする。

(3) 途中下車の取扱いはしない。

(無効となる場合)

第15条 特定モバイル I C S F は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。この場合、無効となった特定モバイル I C S F の取扱いは P A S M O 取扱規則の定めによる。

(1) 乗車処理後の特定モバイル I C S F を他人から譲り受けて使用した場合

(2) 記名人の情報が登録された特定モバイル I C S F を当該記名人以外の者が使用した場合

(3) その他不正乗車的手段として使用した場合

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定を準用する。

(1) 偽造、変造または不正に作成された特定モバイル I C S F もしくは S F を使用した場合

(2) 旅客の故意または重大な過失により特定モバイル I C S F が障害状態になったと認められる場合

(不正使用に対する旅客運賃・割増運賃の収受)

第 1 6 条 前条の規定に該当し使用した場合、運送約款の定めにより現金運賃に基づいた普通旅客運賃・割増運賃を収受する。

第 4 章 再発行

(紛失、故障等に伴う再発行)

第 1 7 条 特定モバイル I C S F を紛失または故障した場合は、P A S M O 取扱規則に関する特約の定めるところにより、特定モバイル I C S F の再発行の取扱いを行う。

(免責事項)

第 1 8 条 携帯電話網等の通信障害等により、チャージ、購入または払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害等については、当社はその責めを負わない。

2 特定携帯情報端末を動作させるために必要なアプリケーションの故障等により、チャージ、購入または払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害等については、当社はその責めを負わない。

3 Apple Pay の P A S M O を使用するためのソフトウェアおよびアプリケーションの更新等により、特定モバイル I C S F のサービスが使用できなくなった場合に生じた損害等については、当社はその責めを負わない。

4 特定携帯情報端末の紛失または故障のため特定モバイル I C S F の再発行の取扱いを行ったことに伴い、P A S M O I D 番号が変更されたことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

5 Apple Pay の P A S M O を使用する特定携帯情報端末の機種変更を行う場合、株式会社パスモが定める所定の手続きを行わなかったことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

第 5 章 払いもどし

(払いもどし)

第 1 9 条 特定モバイル I C S F が不要となった場合は、P A S M O 取扱規則に関する特約等の定めにより払いもどしを行う。